四　地価税法の一部改正関係

故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

地価税の申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第三九条関係）

五　登録免許税法の一部改正関係

1　同一の債権を担保するために複数の不動産を目的として設定された抵当権の登記等については、これらの登記等を一の登記等とみなして登録免許税を課税することとした。（第一三条関係）

2　事業協同組合等が分割により新たに株式会社を設立する場合等の登記について、新たに株式会社等を設立する場合と同様に登録免許税を課税することとした。（第一七条の二関係）

六　消費税法の一部改正関係

1　事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次のとおり見直しを行うこととした。（第九条の二関係）

㈠　個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が一、〇〇〇万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る次に掲げる期間（以下「特定期間」という。）における課税売上高が一、〇〇〇万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、事業者免税点制度を適用しない。

⑴　個人事業者のその年の前年一月一日から六月三〇日までの期間

⑵　その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他一定のもの（⑶において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人の当該前事業年度開始の日以後六月の期間

⑶　その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

㈡　㈠を適用する場合においては、個人事業者又は法人が特定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額をもって、㈠の特定期間における課税売上高とすることができる。

2　課税売上割合が九五パーセント以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除する制度については、その課税期間の課税売上高が五億円（その課税期間が一年に満たない場合には年換算）を超える事業者には適用しないこととした。（第三〇条関係）

3　更正又は決定に基づく仕入控除税額及び中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした。（第五四条及び第五五条関係）

4　罰則の見直し

㈠　不正還付の未遂を罰することとした。（第六四条関係）

㈡　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

確定申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第六四条関係）

七　酒税法の一部改正関係

1　酒税に関する調査等について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査等に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第五三条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

移出した酒類に係る納税申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第五五条及び第五七条関係）

八　たばこ税法の一部改正関係

1　たばこ税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第二七条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

移出した製造たばこに係る申告書をその提出期限までに提出しないことによりたばこ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二八条関係）

九　揮発油税法の一部改正関係

1　揮発油税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第二六条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

移出した揮発油に係る申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二七条関係）

一〇　地方揮発油税法の一部改正関係

1　地方揮発油税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第一四条の二関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

揮発油税の申告にあわせて申告しなければならない地方揮発油税の申告を当該揮発油税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことにより地方揮発油税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第一五条関係）

一一　石油ガス税法の一部改正関係

1　石油ガス税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第二六条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

移出した原油等に係る申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油石炭税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二四条関係）

一二　石油石炭税法の一部改正関係

1　石油石炭税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第二三条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

移出した課税石油ガスに係る申告書をその提出期限までに提出しないことにより石油ガス税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二八条関係）

一三　航空機燃料税法の一部改正関係

1　航空機燃料税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第一九条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

航空機に積み込まれた航空機燃料に係る申告書をその提出期限までに提出しないことにより航空機燃料税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第二〇条関係）

一四　電源開発促進税法の一部改正関係

1　電源開発促進税に関する調査について、税務職員は、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとした。（第一二条関係）

2　故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

販売電気に係る申告書をその提出期限までに提出しないことにより電源開発促進税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第一三条関係）